

審 査 基 準

令和5年6月26日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第63条第7項
処 分 の 概 要 : 故障車両の整備確認
原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官)、車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め : 道路運送車両法の保安基準
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 日
申 請 先 : 警察署、島根県警察高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部交通部交通指導課
備 考 :